

OECD 諸国の 独立財政機関について



篠原 令子

公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部 上席研究員

はじめに

「独立財政機関」は OECD 諸国の多くが設置しており、財政の持続性確保に向けて重要な役割を果たしている。以下、OECD 諸国の独立財政機関の役割や効果等についてみるとともに、日本への示唆を探りたい。

1. OECD 諸国の独立財政機関

(1) 定義と設置国、主な機能

OECD の定義によれば、独立財政機関 (Independent Fiscal Institutions) とは、「行政府または立法府の法的な権限の下、公的資金により運営される独立機関であり、財政政策とその実績について超党派の立場から監督と分析、あるいは助言を行う」機関である。

OECD 加盟 38 カ国のうち 31 カ国が IFI を設置している。非加盟国も合わせた世界全体

で見ると、欧州と北米・中南米に多く、長い歴史を持つ IFI もあるが、大半は 2008 年のグローバル金融危機後に設立されており、欧州連合 (EU) では債務危機を受けて加盟国に対して IFI 設立を義務付けることとなった。他方、アジア太平洋地域では、豪州と韓国、ベトナムの 3 カ国に留まっている (第 1 表)。

IFI 設立の経緯の大きな流れは以下の通りである。民主主義国家では、財政民主主義 (= 国民の代表によって構成される議会の議決に基づく財政統制) に基づき財政運営されているが、1970 年代以降、多くの国で財政赤字が続いたことから、経済状況だけでなく、選挙前の歳出拡大等の政治的な影響が指摘された。これに対して財政ルールを導入する国が多かったが、グローバル金融危機や欧州債務危機、新型コロナウイルス感染拡大といった想定外の事態に対応できず、また、政府が自ら

第 1 表 世界の IFI と設立時期 (下段は OECD 非加盟国)

設立年	国名
1969 年以前	ベルギー、デンマーク、オランダ
1970 ~ 1989 年	オーストリア、米国
1990 ~ 2009 年	カナダ、韓国、メキシコ、スウェーデン
	イラン、ジョージア、ケニア、ウガンダ、ベトナム
2010 年以降	豪州、チリ、コスタリカ、コロンビア、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ノルウェー、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、英国
	ブラジル、ブルガリア、クロアチア、キプロス、グレナダ、マルタ、パナマ、ペルー、ルーマニア、セルビア、南アフリカ、ウルグアイ
国以外	EU、カナダ・オンタリオ州、英国・スコットランド等

(資料) Rawdanowicz, L., et al. [2021], IMF, "Fiscal Councils Dataset: The 2021 Update" より国際通貨研究所作成

を制約しているため、財政ルールを遵守しなかった場合のコストを認識させる必要があった。このため、政治から独立した専門機関が必要との認識が広がった。

OECDはIFIに期待される役割として、「財政の意思決定は、最終的には民主的に選ばれた議員の責任であるが、IFIは多くの場合、信頼できる財政ルールと補完的に、歳出と赤字への偏りに対処し、財政規律をより強化し、財政の透明性と説明責任を促進し、財政政策に関する国民的議論の質を高めるために役立つ仕組みと考えられている」⁽¹⁾としている。

IFIの組織形態については、大半が立法府（議会予算局型）または行政府（財政審議会型）

に所属しているが、会計検査院に属している機関もある。分析スタッフ数は、米国やカナダ、韓国では100人を超えているが、少人数の機関も多い。

IFIの主な機能は4つ、①長期的な債務持続性分析、②財政ルール遵守状況のモニタリング、③経済・財政予測の作成、④政策にかかる財政コスト試算である（第2表）。大半のIFIは「長期の債務持続性分析の公表」と「財政ルール遵守状況の監視」を実施している。例えば、英国とオランダのIFIは予算の前提となる公式予測を作成する任務があるが、米国やカナダ、韓国等のIFIの予測は政府予測の比較対象の位置付けとなる。政策コストの試算は税制に関する

第2表 OECD諸国のIFIの組織概要と機能

	国名 (IFI 略称)	業務開始年	組織形態	分析担当のスタッフ (人)	長期の債務持続性分析の公表	財政ルール遵守状況の監視	公式予測の策定又は代替予測公表	立法や政府の政策にかかるコスト試算	助言・提言の実施
1	米国	1975	議会予算局	197	●		●	●	
2	オランダ (CPB)	1945	行政府 (経済・気候政策省)	122	●		●	●	
3	韓国	2003	議会予算局	113	●		●	●	
4	メキシコ	1998	議会予算局	45				●	
5	スペイン	2014	独立	43		●			●
6	豪州	2012	議会予算局	33	●			●	
7	カナダ	2008	議会予算局	32	●		●	●	
8	英国	2010	財政評議会	31	●	●	●	●	
9	ベルギー (FPB)	1959	独立	28	●		●	●	
10	デンマーク	1962	財政評議会	25	●	●	●		●
11	イタリア	2014	議会予算局	20	●	●	●		
12	スロバキア	2012	財政評議会	12	●	●	●		●
13	ポルトガル (CFP)	2012	財政評議会	10	●	●	●		
14	ギリシャ (HFC)	2015	財政評議会	9	●	●	●		●
15	アイルランド (PBO)	2017	議会予算局	9				●	●
16	チェコ	2018	財政評議会	8	●	●			●
17	リトアニア	2015	会計検査院	7	●	●	●		
18	オーストリア (FISK)	1970	財政評議会	5	●	●	●		●
19	オーストリア (PBO)	2012	議会予算局	5	●			●	
20	フランス	2013	会計検査院	5		●			●
21	アイルランド (IFAC)	2011	財政評議会	5	●	●	●		
22	ポルトガル (PBO)	2006	議会予算局	5				●	●
23	フィンランド (NAOF)	2013	会計検査院	4	●	●			●
24	ギリシャ (PBO)	2011	議会予算局	4		●	●		●
25	スウェーデン	2007	財政評議会	4	●	●			●
26	ベルギー (HCF)	1936	財政評議会	3		●			●
27	ハンガリー	2011	財政評議会	3		●			●
28	スロベニア	2017	財政評議会	3	●	●			●
29	エストニア	2014	財政評議会	3					
30	ラトビア	2014	財政評議会	3		●			●
31	チリ	2019	財政評議会	2	●	●			●
32	フィンランド (EPC)	2014	財政評議会	2	●	●			●
33	ルクセンブルク	2014	財政評議会	2	●	●			●
34	ドイツ	2013	財政評議会	1		●			●
35	アイスランド	2016	財政評議会	0		●			

(注) 2つのIFIを持つ国は略称を表記。エストニアのIFIの機能は、政府の経済・財政予測の承認。「会計検査院」型は、会計検査院の下に設置され、政府から独立した機関。

(資料) OECD [2022]、OECD, "OECD Independent Fiscal Institutions Database (2021)" より国際通貨研究所作成

る詳細な知識が必要なため、分析スタッフが多数IFIが実施する傾向がみられる。なお、約半数のIFIが「政策への助言・提言」の機能を持つが、通常は、財政目標の遵守を確保するための助言・提言に限定している。

(2) OECDによる「IFIに関する原則」の勧告と実施状況の評価

2014年、OECDはIFIに関する原則（9分野22項目）の勧告を採択した（第3表）。IFI設立を推奨するものではなく、設立した国に対して、本原則を考慮するようにとの趣旨であり、「本原則は、IFIが推進し、運営する中核的価値（独立性、非党派性、透明性、説明責任）を強化するとともに、技術的能力を実証し、公的な監視に耐え、国民的議論に情報を提供する最高品質の関連業務を生み出すことを目指すもの」としている⁽²⁾。

9分野とは、①当事国のオーナーシップ（＝IFI設立に際して他国のモデルを形式的に模倣するべきではなく、各国の法的枠組みや政治制度等と整合的で、固有の課題に基づき決定

されるべき）、②独立性と非党派性、③任務、④予算、⑤立法府との関係、⑥情報へのアクセス、⑦透明性、⑧コミュニケーション、⑨外部評価である。

2022年発表のOECDの分析⁽³⁾によれば、原則の大半の項目は実践されているが、一部のIFIでは、情報入手がタイムリーではなく、詳細が不十分といった「情報へのアクセス」について課題を抱えていると指摘している。

(3) 独立性がどの程度確保されているか

IFIが成功するためには「非党派性と独立性」、すなわち、政治的影響を受けず中立的な立場から予測・評価を提供することが必要である。

IFIの独立性を、①組織の長、②法的・財政的枠組み、③運営、④情報へのアクセスと透明性、の4つの側面から計測した研究⁽⁴⁾によれば、トップの英国を含む8つの国（ポルトガル、スロベニア、米国、豪州、イタリア、ラトビア、スロバキア）のIFIがスコア90%以上、19機関が同75%以上を獲得しており、大半のIFIは高い独立性を確保していると評価している。

第3表 OECDによるIFIに関する原則の勧告

項目	主な内容	IFIの行動の具体例
1. 当事国のオーナーシップ	IFI設立に際して他国のモデルを形式的に模倣するべきではなく、各国の法的枠組み、政治制度等と整合的で、固有の課題に基づき決定されるべき	法的根拠（法律、憲法、その他）、組織形態（議会予算局、財政審議会ほか）
2. 独立性と非党派性	非党派性と独立性はIFIが成功するための必要条件。IFIは政治的観点から分析を行うことはなく、常に客観的で高い専門性の発揮に努める。IFIの組織の長は実力と専門能力に基づいて選ばれるべき。その任期は選挙サイクルから独立しているべきである。スタッフ任免の完全な決定権を持つべき	組織の長の任期と再任可能回数が法律で成文化、解任基準が明確、フルタイムで報酬が支払われる、職員採用の管理
3. 任務	IFIの任務は、高いレベルの法的規範によって明確に定義されるべきであり、任務に合致するものならば自主的に報告書や分析を作成すべき	経済・財政予測、予算案の分析、財政ルール遵守状況の監視、政策コスト推計
4. 予算	IFIに割り当てられる予算は、その任務に見合ったものでなければならない。会計検査機関など他の独立機関の予算と同様に扱われるべき	独立した予算枠、多年度予算
5. 立法府との関係	IFIが立法府または行政府のどちらに属するかに関わらず、立法府に対する適切な説明責任を促す仕組みを設置すべきである	分析報告書を議会へ提出
6. 情報へのアクセス	政府とIFIの間には情報の非対称性が存在するため、全ての関連情報へのIFIのアクセス権限や政府情報へのアクセス制限が法律で定義されるべき	法律か覚書で、情報へのアクセスが裏付けられているか
7. 透明性	財政の透明性の向上はIFIの重要な目標である。IFIの報告書と分析は公表し、全ての人々が自由に利用できるものとすべき	報告書と分析結果の公表
8. コミュニケーション	メディアや市民社会との間で有効なコミュニケーション・チャンネルを構築すべき。政府に財政の透明性や説明責任を果たすよう圧力をかけることが可能	報告書のプレスリリース、記者会見
9. 外部評価	IFIは自らの業務に対する外部評価の仕組みを設定すべき	外部専門家等による評価体制

(資料) OECD [2014]、OECD [2022]、三角 [2014] より国際通貨研究所作成

項目別では、法的枠組み、組織の長、透明性において高いスコアなのに対し、財政面や運営、情報へのアクセス確保については課題が残されていると指摘している。ただし、「事実上の独立」はこの計測では捉えられないとしており、一例として、米国 CBO は政策提言を行うことを法律で禁じていないが、初代長官が政策提言を控えると決定したことを挙げている。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大の中で果たした役割

多くの IFI が新型コロナウイルス感染拡大による経済・財政への影響や政策効果の分析等を迅速に実施し、政府や議会を支援した。

OECD による報告書⁽⁶⁾によれば、IFI はコロナ禍において、①迅速な分析の提供、②財政ルールの一時的停止の監視、③緊急措置のコスト推計、④緊急対策の透明性と説明責任の促進を実施した（第 4 表）。

「迅速な分析の提供」は、多くの IFI が実施している。具体的には、①自主的なブリーフィング・ノートの公表：パンデミック関連の問題の定性的・定量的な情報を提供、②リアルタイムでの経済・財政予測、③経済・財政シナリオ分析、④議員等からの分析依頼に対する回答、⑤政府計画の前提条件の評価である。政府は、不確実性が高い中で中期予測の公表に消極的だったことから、IFI はコロナ禍で予測を公表

第 4 表 OECD 諸国の IFI のコロナ禍での対応

国名 (IFI 略称)	迅速な分析の提供					政府が財政ルールの適用を一時停止した場合の緊急措置の監視	緊急措置のコスト推計
	自主的なブリーフィングノート公表	リアルタイムでの経済・財政予測	経済・財政シナリオ分析	委員会・議員からの分析依頼への回答	政府計画の前提条件の評価		
豪州	●		*	●			
オーストリア (FISK)	●	●	●		●	●	●
オーストリア (PBO)	●	●	●		●		●
ベルギー (HCF)					●	●	
ベルギー (FPB)	●	●	●				
カナダ	●		●	●	●		●
チリ	●	●	●		●		
チェコ	●		●			●	●
デンマーク	●	●	●				
エストニア					●		
フィンランド (NAOF)	●			●	●	●	
フィンランド (EPC)					●		
フランス					●	●	
ドイツ					*	*	
ギリシャ (PBO)		●	●				●
ギリシャ (HFC)	●	*	●		●	●	
ハンガリー					●	●	
アイスランド				●		*	
アイルランド (Council)			●		●	●	
アイルランド (PBO)	●			●			●
イタリア	●	●	●	●	●	●	●
韓国	●	●	●	●	●	●	●
ラトビア	●			●	●	●	
リトアニア		●			●	●	
ルクセンブルク							
メキシコ	●			●			●
オランダ (CPB)	●	●	●				●
オランダ (RVS)					●		
ポルトガル	●	*	*		●	●	
スロバキア	●	●	●			●	●
スロベニア			●		●	●	●
スペイン	●	●	●		●	●	
スウェーデン					●		
英国	●	●	●		●	●	●
米国	●	●		●			●

(注) 2020 年 5 月時点。* は調査時点で作業中のため未公表。2 つの IFI を設置している国は略称を表記。
(資料) OECD [2020a] より国際通貨研究所作成

する唯一の公的機関となった、と報告書は指摘している。また、各国のIFIは、コロナ禍における大規模な財政措置は適切と評価しているが、危機の終息後は、財政を持続可能な軌道に確実に戻す必要があると警告している。

(5) IFI の効果

IFIによる財政改善効果は最大の注目点である。近年の研究では、財政への直接的な効果の計測は難しいとの評価が多いものの、IFIが重要な役割を果たしているとは指摘されている。

例えばOECDの報告⁽⁶⁾では、「IFIは財政の安定に貢献するが、それを保証するものではない。研究結果によれば、IFIは財政ルールの遵守の増加、より正確な予測、景気循環的でない財政政策と暫定的に関連しているが、IFIは持続可能な財政のための必要条件でも十分条件でもない」、「財政の枠組みを構成する要素間の相互作用が重要な役割を果たす。それでも、IFIが財政状況に貢献した例は数多くみられる」と評価している。

また、欧州議会向け報告⁽⁷⁾では、「初期の経験によれば、IFIは①有権者と政治家の双方により良い情報を提供し、それによって民主的プロセスを強化する、②財政危機を引き起こす可能性のある持続不可能な傾向を特定し、それに対して警告を発する、③ユーロ圏全体の安定性の強化に貢献できる」、「これまでの経験を踏まえると、IFIは経済予測をより正確で偏りの少ないものにする上で有用な役割を果たしてきたと考えられるが、データがまだ限られていることや、他の要因が予測と実績に影響を与えた可能性があるため、強力な証拠を見つけるのは難しい」、「IFIの強みは独立性と分析の質、可視性である。ある機関が自らの批判者を「愛する」のは容易ではなく、IFIの立場はしばしば不安定である。しかし、全体としてみれば、EUの社会は強力なIFIの集合により良くなっている」と分析している。

IFIが直接的に影響を及ぼす経路は、メディアや議会を通じて国民的議論を促すことである。発足当初は懐疑的な意見や無関心で迎えられることが多いものの、法案が与え得る影響について定量的な予測を作成・発表することで、政府と国民の両方に対して、実際の政策立案に必要な情報を提供できる。

2. 英国の予算責任局（OBR）

英国の予算責任局（Office for Budget Responsibility：OBR）は、IFIの模範としてOECDやIMF、欧州財政理事会（EFB）から高く評価されている。以下、OBRについてみる。

かねてより英国では、財務省が作成した経済・財政予測は、政治的動機による楽観的バイアスがあると懸念されていた。2008年のグローバル金融危機により財政赤字が急増する中、政府が財政再建に取り組むことで、有権者や投資家から信頼を得る必要性が高まった。当時の野党だった保守党はOBR設立を公約に掲げ、保守党と自由党の連立政権発足後、2010年にOBRを設立した。

OBRの役割は主に5つ、①経済・財政見通し：年2回、経済と財政に関する5年間の見通しを作成。予測値と実績との違いを検証して年1回報告書を公表、②政府の財政目標に対する進捗を評価：経済・財政見通しにおいて、現在の政策の下で目標を達成する可能性が50%を超えるかどうかを評価、③持続可能性とバランスシート分析：今後50年間の長期的な財政の持続可能性を評価、④財政リスクの評価：財政の持続性に関する分析と共に報告・公表、⑤税制や福祉政策のコスト計算の精査、である。なお、政策の特定のメリットについては、規範的なコメント（normative commentary）を提供すべきではないと定められている。

平時以外で果たした役割としては、① EU 離脱や新型コロナウイルス感染拡大が経済・財政に与える影響分析、② 2021 年の「財政リスク報告」において、気候変動による財政への影響と 2050 年までにネットゼロを達成するための政策コスト等についての分析、がある。

OBR の存在が強く認識されたのは、2022 年秋、トラス前政権下での財政政策を巡る混乱の時である。トラス前政権は大型減税策を柱とする成長戦略を発表したが、ポンド相場と英国債相場が急落する等、金融市場の混乱を招いた。その理由として、①具体的な財源の裏付けがないことや、OBR の予測を示していないことによる財政の持続性への懸念、②イングランド銀行が金融引き締め政策を続けている中で、拡張的な財政政策を取ることに伴うインフレ加速の懸念、が挙げられる。特に投資家の間では、OBR の見通しを示さずに財政政策を発表したことが、最も大きな問題との認識で一致しているとされる⁽⁸⁾。

OECD による外部評価では、特に独立性に関する評価が高い。法的な面から独立性を強力に支えており、「2011 年予算責任および会計検査法」で OBR 設置を規定、「その職務遂行において完全な裁量権を有する」と定めている。また、「予算責任憲章」は「OBR は経済・財政予測の信頼性、ひいては財政政策に対する過去の弱点に対処することを目的としている」とし、政府の財政目標と、OBR の役割・権限等の財政運営の枠組みを定めている。加えて財務相と OBR の枠組み文書や、OBR と関係省庁との協力関係について規定した覚書もある。その他、OBR は政策決定に関与しないという責任の明確化や、運営の独立性、効果的なコミュニケーション戦略も評価されている。

実際に、OBR 設立によって経済・財政見通しの精度は向上したのだろうか。OBR は設立以降の予測と実績を 2023 年に検証し、「中期的に実質 GDP 成長率を過大評価する一方、政

府借入を過小評価する傾向がみられた。実質 GDP 成長率と借入の予測値は、以前の財務省作成の公式予測よりも正確でバイアスが少ない」と結論付けている。また、IMF も「財政透明性評価」（2016 年）において、「OBR の予測値は、財務省が予測していた時よりもバイアスの程度が低い」と評価している。

3. 日本における IFI 設立を巡る議論

日本は、OECD 諸国の中で IFI を設置していない数少ない国であり、G7 の中では唯一設置していない。内閣府は「中長期の経済財政に関する試算」（予測期間 10 年）を作成しているが、高い経済成長率に基づく歳入増加を前提としている。また、財政リスク評価や事後検証は実施されていないことから、客観的に財政の持続性を把握することが難しいと指摘されている。

こうした中、2013 年に超党派議員が IFI 設立を提言して以降、IMF や経済団体等も提言しており、「中立的な立場で経済・財政予測を行う機能が必要」との認識で一致している。2019 年には関西経済連合会と経済同友会がそれぞれ、財政計画の評価やルール遵守状況の評価、事後検証等の機能も含めた具体的な制度設計を提言し、2023 年には令和国民会議（令和臨調）が、行政から独立した、党派性のない中立的な「長期財政推計委員会」を国会に置くことを提案している。しかしながら、政府が IFI 設立を検討する動きはこれまでのところみられず、財務相は、新たな組織を設置するよりも経済財政諮問会議を有効活用する意向を示している。

おわりに

OECD 諸国の大半が IFI を設置しており、

多くは「長期の財務持続性分析の公表」と「財政ルール遵守状況の監視」の機能を持つ。IFIによる財政改善効果は計測が難しいと分析されているが、有権者と政治家に対して政策立案に不可欠な情報を提供でき、財政に影響するリスクを特定して警告を発することができる。財政運営に貢献した事例も多く、英国のトラス前政権下の混乱は、OBRからのいわば「お墨付き」を得ていなかったことから、財政の持続性への懸念が高まった結果である。

日本は主要国の中でも突出して政府債務が積み上がってきているが、法律で定められた財政目標は設定されておらず、IFIも設置されていない。財政を巡る課題が山積する中で、欧米のIFIが果たしている役割は日本でも必要である。OECDの「原則」にあるように、他国を形式的に模倣して設立することは望ましくないが、模範として高く評価されているOBRの事例を検討して議論することは、日本の財政運営の実効性を高める上で有益と思われる。

《注》

- (1) OECD [2014]
- (2) OECD [2014]
- (3) OECD [2022]
- (4) Lisa von Trapp and Scherie Nicol [2018]
- (5) OECD [2020a]
- (6) Rawdanowicz, Ł., et al. [2022]
- (7) Angelos Delivorias [2020], Roel Beetsma [2023]
- (8) Financial Times, “UK’s wake-up call on bond vigilantes”, October 7, 2022

《参考文献》

- 遠藤壮 [2019]、「議論の深化が求められる独立財政機関」、『経済のプリズム』No183、参議院事務局 企画調整室、2019年12月
- 根本寛之 [2019]、「独立財政機関が財政再建に果たす役割－英予算責任庁の経験とわが国への示唆－」、『JRIレビュー』、Vol.5, No.66、日本総合研究所、2019年5月15日
- 藤本守 [2020]、「独立財政機関をめぐる論点整理」、『調査と情報－ISSUE BRIEF－』第1084号、国立国会図書館、2020年2月6日
- 三角政勝 [2014]、「設立が相次ぐ財政規律の「番人」～OECD「独立財政機関に関する諸原則」の勧告について～」、『経済のプリズム』No128、参議院事務局

- 企画調整室、2014年6月
- Angelos Delivorias [2020], “Independent fiscal institutions in the EU: Guardians of sound public finances”, European Parliamentary Research Service, December 8, 2020
- Davoodi H. R., P. Elger, A. Fotiou, D. Garcia-Macia, X. Han, A. Lagerborg, W.R. Lam, and P. Medas. [2022]. “Fiscal Rules and Fiscal Councils: Recent Trends and Performance during the Pandemic”, IMF Working Paper No.22/11, International Monetary Fund, January 27, 2022
- European Fiscal Board [2018], “Annual Report 2018”, September 26, 2018
- Graham Atkins and Luke Lanskey [2023], “The OBR’s forecast performance”, Working paper No.19, Office for Budget Responsibility, August 10, 2023
- Kevin Page [2018], “The UK Office of Budget Responsibility: Mission accomplished? A perspective from a former practitioner”, contribution in R.M.W.J. Beetsma and X. Debrun (eds), Independent fiscal institutions: Watchdogs or lapdogs?, CCEPR Press, 2018
- Lisa von Trapp and Scherie Nicol [2018], “Measuring IFI Independence: A first Pass Using the OECD IFI Database”, OECD, January 2018
- Matthew Keep [2023], “The UK’s fiscal targets”, House of Commons Library, March 24, 2023
- OECD [2014], “Recommendation of the Council on Principles for Independent Fiscal Institutions”, February 2014
- OECD [2017], “Designing effective independent fiscal institutions”, February 7, 2017
- OECD [2020a], “Independent fiscal institutions: promoting fiscal transparency and accountability during the Coronavirus (COVID-19) pandemic”, updated May 22, 2020
- OECD [2020b], “OECD Independent Fiscal Institutions Review Office for Budget Responsibility (OBR) of the United Kingdom”, September 24, 2020
- OECD [2022], “Report on the Implementation of the OECD Recommendation on Principles for Independent Fiscal Institutions”, January 2022
- Rawdanowicz, Ł., et al. [2021], “Constraints and demands on public finances: Considerations of resilient fiscal policy”, OECD Economics Department Working Papers, No. 1694, OECD Publishing, December 14, 2021
- Rawdanowicz, Ł., et al. [2022], “How can independent fiscal institutions support the resilience of public finances?”, OECD ecoscope, OECD, April 14, 2022
- Roel Beetsma [2023], “Strengths and weaknesses of independent advisory fiscal institutions in the EU economic governance framework”, European Parliamentary Research Service, May 3, 2023